

(平成23年7月27日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認長崎地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額を56万円に訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年6月1日から10年3月26日まで  
年金事務所の記録によると、私がA社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に受け取っていた給与よりも低くなっていることが分かった。

申立期間の給与月額は56万円程度であったと記憶しているので、申立期間の標準報酬月額を実際の給与支給額に見合う額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、56万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成10年3月31日付けで9年6月1日に遡って9万2,000円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、申立人のA社に係る雇用保険の記録（離職時賃金日額）により、当時の給与額は9万2,000円よりも高い額であったことが推認できる上、不納欠損整理簿によると、当該事業所に係る平成9年度の社会保険料の延滞金が平成13年8月31日に不納欠損処理されていることが確認できることから、当該事業所は、平成9年度の社会保険料を滞納していたことがうかがえる。

さらに、申立人は、「私は、当該事業所の名目上の役員だったが、給与は役員報酬ではなく月給であり、雇用保険にも加入していた。厚生年金保険料については、全く関知しておらず、分からない。」としているところ、商業登記簿によると、申立人は、A社の無限責任社員、有限責任社員のい

ずれでもないことが確認できる上、当該事業所で申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者で、庶務を担当していたとする者は、「申立人は、社会保険関係の届出に関与していないと思う。」としていることから、申立人は、当該遡及訂正処理に関与していなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、当該遡及訂正処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が当初届け出た 56 万円に訂正することが必要である。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月 1 日から 62 年 10 月 1 日まで

ねんきん定期便によると、私がA社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が直前の標準報酬月額より低い額になっている。

しかし、私は、この時期に給与を減額された記憶もなく、会社は資金繰りも安定し、高利益を計上していたので、標準報酬月額が減額されていることに納得できない。

申立期間の標準報酬月額を正しい額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間当時、会社は資金繰りも安定し、高利益を計上していた。」としているところ、オンライン記録により、申立期間において、A社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者について、当該期間における標準報酬月額の推移を見ると、申立人以外にも標準報酬月額が下がっている者が散見される上、そのうちの一人は、同社に係る商業登記簿により当該期間における代表取締役であることが確認できる。

また、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により確認できる申立期間の標準報酬月額は、オンライン記録と一致しており、当該被保険者原票を見ても、申立人の標準報酬月額について、不自然な記録訂正が行われた形跡は見当たらない。

さらに、A社は、「関係書類は既に処分しており、当時のことは分からない。」としており、申立期間において、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年6月30日から32年7月16日まで  
② 昭和32年7月16日から34年4月17日まで  
③ 昭和36年12月1日から38年3月11日まで  
④ 昭和38年3月18日から40年12月26日まで

私は、年金事務所から脱退手当金の受給に関する確認のための通知を受け、申立期間①、②、③及び④について、脱退手当金を受給したことになることが分かった。

しかし、私は、いずれの期間についても受給した記憶が無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間①及び②並びに申立期間③及び④の各期間についてそれぞれ支給されたと記録されているところ、2回とも申立人の意思に反して請求されているとは考え難い。

申立期間①及び②については、申立人の申立期間②の事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、脱退手当金が支給されていることを意味する表示が記されている上、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（いわゆる「旧台帳」）には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然な点は認められない。

申立期間③及び④については、申立人の申立期間④の事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、脱退手当金が支給されていることを意味する表示が記されている上、申立期間③及び④に係る脱退手当金の裁定結果を裁定庁から社会保険庁（当時）に報告するための厚生年金保険脱退

手当金支給報告書に記載されている当該脱退手当金の支給日、支給額等は、オンライン記録と一致しているなど、一連の事務処理に不自然な点は認められない。

このほか、申立人に聴取しても、脱退手当金を受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。